

○岡山理科大学放送大学派遣学生に関する申合せ

改正 平成31年4月10日

(趣旨)

- 1 岡山理科大学放送大学派遣学生に関する申合せ（以下「本申合せ」という。）は、岡山理科大学（以下「本大学」という。）の学生が放送大学の授業を履修する場合の取扱いについて定めるものとする。

(放送大学派遣学生)

- 2 本申合せにおける「放送大学派遣学生」とは、本大学と放送大学との協定締結に基づき、放送大学の授業科目の履修を許可された学生をいう。

(資格)

- 3 放送大学派遣学生の出願資格は、次のとおりとする。

秋学期：1～3年次生

(受講科目)

- 4 放送大学派遣学生が受講できる科目は、別表のとおりとする。
- 5 専門教育科目については、他学科履修を認めない。

(受講手続)

- 6 放送大学の授業の履修を希望する者は、次の書類を指定する期間内に教務課に提出しなければならない。

1) 特別聴講学生出願票

2) 写真（指定サイズ）

(授業料)

- 7 放送大学派遣学生の授業料については放送大学の定める額とし、指定する期間内に経理部に預けなければならない。

- 8 放送大学において単位認定された科目の成績の評価は次のとおりとする。

放送大学の成績評価	本学の成績評価（評点）
((A))	S (95点)
A	A (85点)
B	B (75点)
C	C (65点)
D	D (55点)
E	D (25点)

- 9 再試験により単位を修得した場合には、当該年度期に修得した単位として認定する。

(義務)

- 10 放送大学派遣学生は、放送大学の学則を遵守しなければならない。

(改廃)

- 11 本申合せの改廃は、第1学部運営委員会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成8年9月24日から施行する。
- 2 この改正申合せは、平成26年4月1日から施行する。
- 3 この改正申合せは、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この改正申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 5 (平成31年4月10日第1学部運営委員会)
この改正申合せは、平成31年4月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。